

参考資料 2

学長決定改正に関する検討事項

1. 座長団の人数について

1.7 クラス代表者会議は、次に定める選挙により、座長 1 人及び副座長 2 人を選出する。

座長団の人数を 3 名に固定することの是非は予めから議論されている。事実、「3 名の座長団を出すことは難しい」としている学類も存在する一方、座長団希望者の多い学類も少ないものの存在する。また、総合選抜の導入に伴い、1 年次の人数がほぼ半減する学類（日日・知識など）もあり、このような学類では、今まで通りの方式で座長団を確保することが非常に困難になる恐れが否定できない。したがって、以下のような改正案を検討したい。

1.7 クラス代表者会議は、次に定める選挙により、座長 1 人及び副座長 1 人から 3 人を選出する。

2. 会議における委任状・代理出席導入の是非

4 クラス会議は、構成員の 3 分の 2 以上の出席により成立し、出席者の過半数によって意見をまとめる。この場合において、委任状及び代理出席は認めない。

1.2 クラス代表者会議は、構成員の 3 分の 2 以上の出席により成立し、出席者の過半数によって意見をまとめる。この場合において、委任状及び代理出席は認めない。

2.1 全代会は、構成員の過半数の出席により成立し、出席者の過半数によって意見をまとめる。この場合において、委任状及び代理出席は認めない。

委任状及び代理出席についても、学長決定で示されているため、ここで検討したい。

3. 学長と全代会との意見交換等について

「学長と全代会構成員との茶話会」をはじめとした学長との対話について、現行の学則では定められていない。副学長との意見交換等については定められているため、学長との意見交換等についても定めるべきかどうかについて検討したい。